（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第二号の四、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号の二まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十三の二　（略）

三十三の三　厚生労働省設置法第十九条第二項の規定により地方厚生支局が分掌することとされた事務に関する地方公共団体との連絡調整に関すること。

三十四　（略）

（上席地域包括ケア推進官及び地域包括ケア推進官）

第七百四十五条の六　地域包括ケア推進課に、上席地域包括ケア推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び地域包括ケア推進官二人を置く。

2・3　（略）

（密輸対策・情報官の職務）

第七百五十条　密輸対策・情報官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。

（九州厚生局沖縄麻薬取締支所に置く課等）

第七百五十三条　九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、捜査課及び調査総務室を置く。

2　前項に掲げる課及び室のほか、九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、薬事監視専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに鑑定官及び密輸対策・情報官それぞれ一人を置く。

（削る）

第七百五十六条　（略）

（密輸対策・情報官の職務）

第七百五十七条　密輸対策・情報官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。

（都道府県労働局に置く部等）

第七百五十八条　都道府県労働局に、次に掲げる部及び室を置く。

総務部

雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）

雇用環境・均等室（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局を除く。）

労働基準部

職業安定部

2　（略）

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第二号の四、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十三の二　（略）

三十四　（略）

（上席地域包括ケア推進官及び地域包括ケア推進官）

第七百四十五条の六　地域包括ケア推進課に、上席地域包括ケア推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び地域包括ケア推進官一人を置く。

2・3　（略）

（密輸対策・情報官の職務）

第七百五十条　密輸対策・情報官は、命を受けて、第七百三十四条の四各号に掲げる事務を行う。

（九州厚生局沖縄麻薬取締支所に置く課等）

第七百五十三条　九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、捜査課及び調査総務室を置く。

2　前項に掲げる課及び室のほか、九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、薬事監視専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに情報官、鑑定官及び密輸対策官それぞれ一人を置く。

（情報官の所掌事務）

第七百五十六条　情報官は、命を受けて、第七百三十三条各号に掲げる事務及び第七百三十四条第一項に規定する事務を行う。

第七百五十七条　（略）

（密輸対策官の職務）

第七百五十七条の二　密輸対策官は、命を受けて、第七百三十四条の三に規定する事務を行う。

（都道府県労働局に置く部等）

第七百五十八条　都道府県労働局に、次に掲げる部及び室を置く。

総務部

雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）

雇用環境・均等室（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局を除く。）

労働基準部

職業安定部

2　（略）